

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出に係る提出書類一覧表

法人・個人の別	提出書類	①				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	留意事項	
		※ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書様式				商業登記簿謄本(注1)	※ 誓約書	※ 略歴書	身分証明書(注2)	登記されていないこと の証明書(注3)	※ 専任の宅地建物取引士 設置証明書	※ 事務所付近の地図	※ 事務所の写真 (第一面・第二面)	※ 事務所を使用する 権原に関する書面	戸籍抄本	※ 宅地建物取引業者 免許証書換え交付申請書	宅地建物取引業者 免許証	※ 従事者異動届	※ 宅地建物取引士 資格登録簿変更登録申請書 (注4)		
変更事項		(第一面)	(第二面)	(第三面)	(第四面)																
法人	(1) 商号	○				○									○	○			○		
	(2) 代表者(新任・姓名変更)	○				○	○	○	○	○						○	○		○	1)代表者は従事者でもあるため、⑭も提出。 2)姓名変更の場合は③～⑥は不要。	
	(3) 代表者以外の役員(新任・姓名変更) (注5)	○	○			○	○	○	○	○									○	1)当該役員が従事者にもなる場合は⑭も提出。 2)姓名変更の場合は③～⑥は不要。	
	(4) 代表者以外の役員(退任)	○	○			○													○	当該役員が従事者であって、業者を辞めた場合は⑭も提出。	
	(5) 主たる事務所の移転	○		○		○						○	○	○		○	○		○	移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。	
	(6) 従たる事務所の移転・増減	○		○		○						○	○	○					○	1)移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。 2)事務所減の場合は⑧～⑩は不要。	
	(7) 政令で定める使用人(新任・姓名変更)	○		○				○	○	○					右記 2)				○	1)政令使用人は従事者でもあるため、⑭も提出。 2)姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を提出。	
	(8) 政令で定める使用人(退任)	○		○															○	政令使用人は従事者でもあるため、⑭も提出。	
	(9) 専任の宅地建物取引士(新任・姓名変更)	○			○				○	○	○				右記 2)				○	○	1)専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も提出。 2)姓名変更の場合は④～⑦の代わりに「戸籍抄本」を提出。(注6)
	(10) 専任の宅地建物取引士(退任)	○			○						○								○	○	専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も提出。
個人	(11) 名称	○													○	○			○		
	(12) 代表者(姓名変更)	○													○	○	○		○	代表者は従事者でもあるため、⑭も提出。	
	(13) 主たる事務所の移転	○		○								○	○	○		○	○		○	移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。	
	(14) 従たる事務所の移転・増減	○		○								○	○	○					○	1)移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。 2)事務所減の場合は⑧～⑩は不要。	
	(15) 政令で定める使用人(新任・姓名変更)	○		○				○	○	○					右記 2)				○	1)政令使用人は従事者でもあるため、⑭も提出。 2)姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を提出。	
	(16) 政令で定める使用人(退任)	○		○															○	政令使用人は従事者でもあるため、⑭も提出。	
	(17) 専任の宅地建物取引士(新任・姓名変更)	○			○				○	○	○				右記 2)				○	○	1)専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も提出。 2)姓名変更の場合は④～⑦の代わりに「戸籍抄本」を提出。(注6)
	(18) 専任の宅地建物取引士(退任)	○			○						○								○	○	専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も提出。

注1) 商業登記簿は、履歴事項全部証明書を提出してください。役員等の退任日が確認できない場合、閉鎖事項証明書の提出をお願いすることがあります。

注2) 成年被後見人及び被保佐人とみなされる者(平成12年3月31日以前の禁治産者、準禁治産者)に該当しない旨並びに破産者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において発行されるものです。

注3) 平成12年4月1日以降、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書で、法務局において発行されるものです。

注4) ⑮は、宅地建物取引士が、個人の資格者として提出が義務付けられているものです(宅地建物取引業法第20条)。

注5) 今現在、役員(監事・監査役等を除く。)として届け出られている方が、複数代表制を採ること等を理由として、宅地建物取引業者の代表者ではない法人代表者に就任した場合は、提出書類のうち③～⑥の提出は不要です。

注6) 専任の宅地建物取引士の姓名変更の場合には、戸籍抄本に代えて姓名の変更が確認できる「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の控え又は写しでも可です。